



■ 白老町内で転居される方の手続き一覧 ■

お困りのことがあればお気軽にお問い合わせください。

対象となる方	チェック	必要な手続き	白老町の担当窓口			市外局番は0144	
転居するすべての方	<input type="checkbox"/>	町内で住所を変更したときに必要な手続きです 新しい住所に住み始めてから14日以内に届出をしてください(予定での手続きはできません) ※住基カード、マイナンバーカードをお持ちの方はカードを持参してください	役場	町民課	1番窓口 戸籍グループ	82-2674	
国民健康保険に加入している方	<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証をもって手続きをしてください			2番窓口 国保年金グループ		
後期高齢者医療を受けている方	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証をもって手続きをしてください			3番窓口 後期高齢・医療給付グループ		82-2325
乳幼児、障がい者、ひとり親家庭、子ども医療費等の医療を受けている方	<input type="checkbox"/>	受給者証をもって医療受給の変更の手続きをしてください					
児童手当を受けている方 (公務員等共済組合加入者を除く)	<input type="checkbox"/>	住所変更の手続きをしてください	総合保健福祉 センター (いきいき4・6)	子育て支援課	子育て支援グループ	85-2021	
児童扶養手当を受けている方	<input type="checkbox"/>	住所変更の手続きをしてください					
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援(医療)受給者証のお持ちの方	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳等をもって住所変更の手続きをしてください					健康福祉課
小学校、中学校にお子さんがいる方	<input type="checkbox"/>	学校区が変わる場合は、手続きをしてください	教育委員会	学校教育課	学校教育グループ	85-2022	
水道の手続きを要する方	<input type="checkbox"/>	水道の利用を止めるとき、始めるときに手続きをしてください(電話でも可)	役場	上下水道課	業務グループ	82-2562	